

平成24年(フ)第5715号

決 定

埼玉県熊谷市 [REDACTED]
債務者(破産者) 大石 勝也

主 文

債務者大石 勝也について破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって、主文のとおり決定する。
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 破産管財人 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー
1階 LM法律事務所
弁護士 柴田 祐之
- 債権届出期間 平成25年3月11日まで
- 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集
会の各期日 平成25年3月11日午後1時30分
- 債権調査期日 平成25年3月11日午後1時30分

平成24年9月19日午後5時

東京地方裁判所民事第20部

裁 判 官 下 馬 場 直 志

これは正本である。

平成24年9月19日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 海 野 さとみ

